
上越市 パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き



上越市

令和6年11月

(第2版)

目 次

1. 上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	1
2. 宣誓することができる人	2
3. 必要な書類.....	3
4. 手続きの流れ.....	5
5. 証明書等の再交付、記載事項の変更.....	7
6. 証明書等の返還、無効となる宣誓.....	8
7. 自治体間連携について.....	9
8. Q & A	11
9. 問合せ先	

1 上越市パートナーシップ・

ファミリーシップ宣誓制度とは

上越市では、性的指向や性自認にかかわらず、市民一人一人がかけがえのない存在として尊重され、安全で安心して暮らすことのできるまちを実現するため「上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和6年2月1日から実施しています。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な効力（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、性的マイノリティの人の悩みや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消のほか、性の多様性についての理解の促進につなげていくものです。

パートナーシップ制度

双方または一方が性的マイノリティのお二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係「パートナーシップ」を宣誓したことを市が証明する制度です。

ファミリーシップ制度

パートナーシップを宣誓した人が、その子ども等とともに家族として協力し合い生活する関係「ファミリーシップ」を宣誓したことを市が証明する制度です。

※性的マイノリティ（性的少数者）とは

性的指向（自己の恋愛または性愛の対象となる性別についての指向）が異性に限らない人、または性自認（自己の性別についての認識）が戸籍上の性別と異なる人などを表す言葉です。

2 宣誓することができる人

パートナーシップ制度

宣誓することができるのは、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束したお二人で、以下の全ての要件を満たす人です。

- ☐ 双方または一方が性的マイノリティであること
- ☐ 双方が成年（満18歳以上）に達していること
- ☐ 双方または一方が上越市内に住所があること
（3か月以内に転入予定の人を含みます。）
- ☐ 双方が※近親者でないこと
（養子縁組によって近親者となった人を除きます。）
- ☐ 双方に配偶者（事実婚やパートナーシップの関係を含みます。）がいないこと

※近親者…直系血族（祖父母、父母、子、孫等）

直系姻族（子の配偶者、配偶者の父母、祖父母等）

3親等以内の傍系血族（兄弟姉妹、叔父叔母、伯父伯母、甥姪）

ファミリーシップ制度

ファミリーシップを宣誓することができるのは、パートナーシップを宣誓した人（または、する人）で、以下の全ての要件を満たす人です。

- ☐ パートナーシップを宣誓した人の双方または一方の3親等以内の親族であること（これに相当する人を含みます。）
- ☐ パートナーシップを宣誓した人の双方または一方と生計を同一にしていること

3 必要な書類

宣誓には、次の書類などが必要となります。

パートナーシップ制度

- ☐ 上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
 - ・宣誓するお二人からそれぞれ記入していただきます。
 - ・ご自分で記入ができない場合は、代筆することも可能ですのでご相談ください。
- ☐ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
 - ・上越市に住民登録のある人は省略が可能です。
（住民基本台帳を閲覧することに同意をいただきます。）
 - ※個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- ☐ 独身証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類
（3か月以内に発行されたもの）
 - ※外国籍の人は、大使館等が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。
- ☐ 本人確認書類
 - ・マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した本人の顔写真が貼付されたものを提示していただきます。
 - ・本人の顔写真が貼付された書類がない場合は、健康保険証、国民年金手帳などを2枚提示していただきます。
- ☐ その他
 - 通称名の使用を希望される人
 - ・日常生活で通称名を使用していることを確認できる書類
例：社員証や学生証等で通称名が記載されているもの

ファミリーシップ制度

□ パートナーシップを宣誓した人とファミリーシップ対象者との関係を確認できる書類

・住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）など

※ただし、次の場合は改めての書類提出は不要です。

○パートナーシップの宣誓時に提出した住民票にファミリーシップ対象者の記載があり、関係を確認できる場合
（上越市に住民登録があり、住民基本台帳を閲覧することに同意いただいた場合を含みます。）

4 手続きの流れ

原則として、宣誓は事前予約し、宣誓日に必要書類を提出してください。

(1) 事前予約

- ・ 宣誓を希望される日の7日前までに、電話またはメールにて予約してください。
- ・ 宣誓の日時や場所の調整、必要書類の確認などを行います。
- ・ 予約される際は、次の内容をお知らせください。

- ☐ 宣誓されるお二人の氏名（ふりがな）・住所・電話番号
- ☐ 宣誓の希望日時（第3希望まで）、個室希望の有無
- ☐ ファミリーシップ宣誓の有無

○連絡先 上越市 総合政策部 多文化共生課 人権・同和対策室
上越市木田一丁目1番3号
電話 025-520-5683
メール jdtaisaku@city.joetsu.lg.jp
○受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

(2) 宣誓

- ・ 予約した日時に、必要書類をお持ちの上、お二人でお越しください。
- ・ プライバシー保護のため、個室で対応することも可能です。
- ・ 宣誓後、添付書類が不足しているなどの確認事項がある場合は、お電話等でご連絡します。

(3) 宣誓書受領証明書等の交付

- ・ 宣誓日からおおむね1週間後を目途に、窓口または郵送で交付します。
- ・ 交付の準備が整いましたらご連絡します。
- ・ 交付書類：宣誓書受領証明書（1部）、証明カード（2部）

(4) 転入予定の場合

- ・転入予定の場合は、上記(1)(2)の手続き後、(3)の証明書等の交付にかえて、以下の書類を交付します。
- ・交付書類：転入予定受付票（２部）
- ・上越市に転入が完了した場合は、１４日以内に転入予定受付票を返還してください。転入を確認できた場合は、上記(3)の証明書等を交付します。

(5) 交付書類

○宣誓書受領証明書

<表面>

第2号様式（第6条関係）

上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

年 月 日

上越市長 印

次のとおり上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

宣誓番号 第 号
立 誓 日 年 月 日

1 宣誓者

氏名	氏名
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
住 所	住 所

2 ファミリーシップ対象者

氏 名	生年月日	住 所
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

<裏面>

○ 使用に当たっての注意事項

- 1 この証明書は、上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する誓約の趣旨に従って使用してください。
- 2 次のいずれかに該当するときは、必要書類を添えて市長に宣誓内容の変更に係る届出をしてください。
 - ① 宣誓者又はファミリーシップ対象者の氏名、住所その他宣誓書の内容に変更があったとき。
 - ② ファミリーシップ対象者の追加を希望するとき。
 - ③ ファミリーシップ対象者が宣誓者と生計を一になくなったとき、死亡その他の理由によりファミリーシップ対象者が減少し、又はなくなったとき。
- 3 次のいずれかに該当するときは、市長に証明書等及び転入予定受付票の返還に係る届出をし、証明書等又は転入予定受付票を返還してください。
 - ① パートナーシップを解消したとき。
 - ② 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - ③ 要綱第8条第1項各号に規定する宣誓の要件を満たさなくなったとき。

○ この証明書を提示された旨様へ

上越市は、性的指向や性自認にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しています。

この制度は、法的な効果を生じるものではありませんが、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した方に、証明書を交付するものです。

この証明書の提示を受けた方には、制度の趣旨をご理解いただき、サービスの提供等にご協力をいただきますようお願いいたします。また、証明書を提示したお二人の関係について、ご本人の間もなく、他人に伝えることのないようご注意ください。

○ 通称名を使用している場合について

以下に戸籍に記載されている氏名（日本国籍を有しない人については、出入国管理法及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する旅券又は在留カードに記載されている氏名）を記載します。

通称名	通称名
戸籍上の氏名	戸籍上の氏名

○宣誓書受領証明カード

<表面>

上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード

次のとおり上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

【宣誓者】

氏名 年 月 日生 年 月 日生

【ファミリーシップ対象者】

氏名 年 月 日生 年 月 日生

氏名 年 月 日生 年 月 日生

第 号 上越市長 印

<裏面>

このカードを提示された旨様へ

上越市は、性的指向や性自認にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しています。

制度の趣旨をご理解いただき、サービスの提供等にご協力をいただきますようお願いいたします。また、カードを提示したお二人の関係について、ご本人の間もなく、他人に伝えることのないようご注意ください。

表面の氏名に通称名を使用している場合について

以下に戸籍に記載されている氏名（日本国籍を有しない人については、旅券又は在留カードに記載されている氏名）を記載します。

通称名 通称名

戸籍上の氏名 戸籍上の氏名

5 証明書等の再交付、記載事項の変更

証明書等の再交付などには、下記のとおり手続きが必要です。事前にご連絡いただくと、スムーズに手続きをしていただくことができます。

(1) 証明書等の再交付

宣誓書受領証明書及び証明カード、転入予定受付票を破損や紛失により再交付を希望する場合は、次の書類を提出・持参してください。

- ☐ 上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書
- ☐ 再交付を希望する書類（紛失した場合を除きます。）
宣誓書受領証明書、証明カード、転入予定受付票
- ☐ 本人確認書類（3ページ「本人確認書類」参照）

(2) 宣誓内容の変更

宣誓書に記入した内容や証明書等の記載事項に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。次の書類を提出・持参してください。

- ☐ 上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届
- ☐ 宣誓書受領証明書及び証明カード、転入予定受付票
- ☐ 本人確認書類（3ページ「本人確認書類」参照）
- ☐ 変更した事実等が分かる書類
 - 【住所を変更した場合、ファミリーシップ対象者を追加する場合】
 - ・住民票の写し（住民基本台帳閲覧を同意した場合は不要です。）
 - 【新たに通称名を使用する場合】
 - ・通称名を確認できる書類

6 証明書等の返還、無効となる宣誓

(1) 宣誓書受領証明書等の返還

次のいずれかに該当する場合は、本人確認書類をご持参の上、「上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届」を提出するとともに、宣誓書受領証明書及び証明カードを返還してください。

☐ パートナーシップを解消したとき

☐ パートナーが亡くなられたとき

☐ お二人がともに上越市の住民でなくなったとき

※ 上越市から「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体へ転出し、引き続き当該自治体でパートナーシップ制度の継続を申し出る場合は、返還は不要です。(P 9 参照)

☐ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

(2) 無効となる宣誓

次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を無効とします。無効となった場合は、宣誓書受領証明書及び証明カード、転入予定受付票を返還してください。

☐ 宣誓者の間にパートナーシップまたはファミリーシップの関係を継続する意思がないと認められるとき

☐ 宣誓書の内容に虚偽があったとき

☐ 返還しなければならない宣誓書等を返還しないとき

☐ 転入予定受付票を交付された人が転入後に必要な書類を提出しないとき、または相当の期間を経過しても本市に転入していないとき

7 自治体間連携について

上越市では、令和6年11月1日から「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、パートナーシップ制度を実施している自治体と連携しています。

パートナーシップ制度を利用している人の負担軽減を図るため、上越市とネットワークに加入している自治体との間で住所を異動する場合に、手続きを簡略化するものです。

【連携により簡略化できる手続き】

- 転出する自治体への宣誓書受領証明書等の返還手続きを省略できます。
- 転入する自治体へパートナーシップ制度の継続を申告し、宣誓書受領証明書等を提出することで、婚姻していないことを確認できる書類の提出を省略できます。

(1) 連携自治体

「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体（連携自治体といいます）

※最新の連携自治体は、ホームページをご確認ください。

(2) 連携自治体から上越市へ転入する場合

連携自治体から上越市に転入し、パートナーシップ制度の継続を申告した場合は、必要書類を提出いただき要件を確認した上で上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の宣誓書受領証明書等を交付します。

【手続きの流れ】

原則として、事前予約をして、必要書類を提出してください。

①事前予約

- ・継続申告を希望される日の7日前までに、電話またはメールにて予約してください。
- ・手引きのP5「4.手続きの流れ」「(1) 事前予約」をご覧ください。

②必要な書類

- ☐ 上越市パートナーシップ・ファミリーシップ継続申告書
- ☐ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
 - ・上越市に住民登録のある人は省略が可能です。
（住民基本台帳を閲覧することに同意をいただきます。）
 - ※個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- ☐ 転出した自治体（連携自治体）が交付した受領証等
（交付されたもの全て）
- ☐ 本人確認書類

（ファミリーシップ対象者も併せて継続申告する場合）

- ☐ パートナーシップを継続申告した人とファミリーシップ対象者との関係を確認できる書類
 - ・住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
 - ※ただし、次の場合は改めての書類提出は不要です。
 - パートナーシップの継続申告時に提出した住民票にファミリーシップ対象者の記載があり、関係を確認できる場合
（上越市に住民登録があり、住民基本台帳を閲覧することに同意いただいた場合を含みます。）

③宣誓書受領証明書等の交付

- ・継続申告日からおおむね1週間後を目途に、窓口または郵送で交付します。
- ・交付の準備が整いましたらご連絡します。
- ・交付書類：宣誓書受領証明書（1部）、証明カード（2部）

(3) 上越市から連携自治体へ転出する場合

上越市から連携自治体へ転出し、当該自治体にパートナーシップ制度の継続を申し出た場合は、上越市への宣誓書受領証明書等の返還手続きが不要となります。

継続申告の手続きは、転出先の各自治体のホームページなどをご確認ください。

8 Q & A

Q1 婚姻制度と上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度との違いは何ですか。

婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。

一方、上越市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市が独自に要綱に基づき行うものであるため、法律上権利や義務は発生しません。

Q2 上越市がパートナーシップの宣誓を導入する理由は何ですか。

上越市では、市民一人一人がかけがえのない存在として尊重され、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現を目指しています。性的マイノリティの人の悩みや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消のほか、性の多様性についての理解の促進につなげていくために制度を導入します。

Q3 上越市に住んでいなくてもパートナーシップの宣誓をすることはできますか。

どちらかお一人が上越市内に住んでいる場合（3か月以内の転入を予定している場合も可）に宣誓することができます。その場合は、他のお一人は市外在住でも構いません。

Q4 パートナーシップの宣誓は同性2人しかできませんか。

双方または一方が性的マイノリティのお二人であればパートナーシップの宣誓をすることができます。戸籍上の性別は問いません。

Q5 同居していないと宣誓はできませんか。

必ずしも同居している必要はありません。ただし、ファミリーシップ対象者については、生計が同一であることが必要です。

Q 6 養子縁組をしても、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓はできますか。

養子縁組によって近親者となった場合でも、パートナーシップの宣誓が可能です。また、養子・養親であっても、生計が同一であるなどの条件を満たせばファミリーシップ届出制度の対象となります。

Q 7 通称名を使用することはできますか。

通称名を使用することができます。証明書等に通称名と戸籍上の氏名の両方を記載します。通称名の記載を希望される方は、日常生活において、その通称名を使用していることが分かる書類をご提示していただきます。

なお、本制度における宣誓書受領証明書や証明カードに記載する通称名は、他の行政手続きにおいて通称名の使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名を使用することを保証したりするものではありません。

Q 8 宣誓書受領証明書や証明カードは即日交付できますか。

宣誓要件や提出書類の確認を行うため、一週間程度お時間をいただき、後日、窓口または郵送にて交付します。

Q 9 代理や郵送での宣誓はできますか。

窓口で本人確認等を行う必要があるため、代理や郵送による宣誓はできません。ただし、ご自分で記入が難しい場合は、代筆が可能です。

Q10 宣誓に当たりプライバシーは守られますか。

希望される場合は、個室で宣誓手続きを行うなど、プライバシーに配慮します。また、ご提出いただいた書類は、個人情報法に基づき厳正に管理し、本事業の目的以外に利用することはありません。

Q11 宣誓に費用はかかりますか。

宣誓書受領証明書等の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類（住民票等）の取得時の交付手数料等は自己負担となります。

Q12 市外に転出するときは、どうすればよいですか。

転出により、お二人とも上越市の住民でなくなる場合は、対象者の要件を満たさなくなりますので、「上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届」を提出するとともに、宣誓書受領証明書及び証明カードを返還してください。

ただし、上越市から「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体へ転出し、引き続き当該自治体でパートナーシップ制度の継続を申し出る場合は、返還は不要です。（P 9 参照）

お二人のうち、どちらか一方が上越市の住民でなくなる場合は、宣誓内容の変更手続きが必要ですので「上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届」を提出してください。

Q13 パートナーシップ・ファミリーシップを解消したいときはどうすればよいですか。

「上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届」を提出するとともに、宣誓書受領証明書及びカードを返還していただきます。

Q14 転入予定で宣誓した後、3か月以内に上越市内へ転入できなかった場合はどうなりますか。

宣誓は無効となりますので、転入予定受付票を返還していただきます。また、提出いただいた書類をお返しします。

Q15 宣誓書受領証明書や証明カードはどのような使い道がありますか。

法律上の権利や義務が生じるものではありませんが、宣誓したお二人の関係を記載した公的書類として利用いただけます。

上越市において、市営住宅へ家族として入居できるなど、いくつかの行政サービスが受けられます。（各サービス等で所定の要件があります。）サービスについては、市ホームページをご確認ください。

また、携帯電話の家族割引、生命保険の受取人にパートナーを指定できるといった民間サービスを受けられる場合があります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。



市ホームページ



上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き
令和6年11月発行（第2版）

上越市 総合政策部 多文化共生課 人権・同和对策室

上越市木田一丁目1番3号 木田第1庁舎 3階

電 話：025-520-5683

FAX：025-526-8363

メール：jdtaisaku@city.joetsu.lg.jp

（受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分）

（休祝日、年末年始を除きます）